

## 報告書提出に関する手引き

### 1. 報告書の提出先と期限

(1) 提出方法 ※ 報告書内容確認の関係上、なるべくメールでの提出をお願いします。

#### ①メール提出

<https://covid19.yafijp.org/grants1/>から、報告書様式をダウンロードし、メールで提出してください。

メール**標題**（タイトル）：「**報告書（交付番号）**」交付決定通知書に記載の番号です。

本文：氏名、電話番号を記載してください。

メールアドレス（提出先）：covid19@tvk-coms.co.jp

#### ②郵送提出

2021年1月31日までに以下の住所へ提出してください。

〒220-0024 横浜市西区西平沼町6-1tvk ecom park  
横浜市文化芸術活動応援プログラム（株式会社tvkコミュニケーションズ内）

### (2) 提出期限

報告書は支援金を全額支出した後、1ヶ月以内に必ずご提出ください。既に全額支出済の場合は、速やかにご提出をお願いいたします。

提出期限：2021年1月31日（対象経費支出期限は2020年12月31日）

\* この日までに提出がない場合、ただちに支援金の全額を返還いただく場合があります。

## 2. 支援対象とならない経費、活動内容（本報告書の収支決算書に記載できない経費）

- (1) 食費や光熱水費、交際費・娯楽費、衣類・日用品費等、生活費と判断される経費
- (2) 横浜市の他の事業補助の対象となっている活動にかかる経費
- (3) 政治的もしくは宗教的普及宣伝が目的と認められる活動又は公序良俗に反する恐れがある活動にかかる経費。

申請時に提出した「収支予算書」に記載した支出項目（経費）について、もう一度、支援対象とならない経費【上記2（1）～（3）】に該当しないか確認してください。

申請書に記載した支出項目であっても、上記2（1）～（3）に該当する経費は、支援対象になりません。判断に迷う場合は、必ず、事務局にお問い合わせください。

## 3. 【ご注意】支援金の返還について

次の場合には、事務局が内容を確認し支援金の一部または全額を返還いただく場合があります。

- (1) 報告書の提出がない。
- (2) 報告書の記載内容が不十分で、活動内容が不明である。
- (3) 活動内容と収支決算書の整合性が取れていない。（主催者から十分な謝金や制作費が支払われている場合、支援金からの謝金・人件費の二重取りは認められませんのでご注意ください。）

(4) 上記2の「支援対象とならない経費、活動内容」が含まれている。(公演の弁当代や茶会のお菓子代などは、認められませんのでご注意ください。)

(5) 支出金額が支援金額より少ない。チケット収入などにより、収入合計額が支出合計額を上回る。

(6) 家賃について、仕事場と自宅の区分が明確でない(自宅家賃は対象外の生活費にあたる可能性が高いため、仕事場と自宅の家賃が分けられていることをご証明いただく必要があります。)

(7) その他、虚偽の申請が認められる、給付要綱の違反がある、など

#### 4. 活動期間

**2020年5月15日～2020年12月31日** ※この期間を超えた活動や経費執行は認められません。

上記期間内に必ず活動終了し、経費執行(領収書日付)もこの期間内に終えるようにしてください。

#### 5. 書類の保管

**支援活動経費に係る帳票類は、2026年3月31日まで保管してください。**事務局が、調査が必要と

判断した場合は、ご提出いただく場合があります。

## 6. 活動の中止、辞退

活動の中止、辞退をするときは、必ず事務局までご連絡ください。また、予定していた活動を活動期間内に実施することが難しい場合、活動内容変更などの諸手続きが必要な場合がありますので、**事務局まで必ずご連絡ください**。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引くなど、社会的状況によって期限までに予定していた活動が完了しなかった場合、それまでの活動に要した支援金の返還は必要ありません。

## 7. 対象活動の責任の所在、活動の広報

活動は、各個人、団体の責任で実施してください。活動に際し生じた損害や事故、新型コロナウイルス感染症拡大、法律違反等について、横浜市や公益財団法人横浜市芸術文化振興財団は、一切の責任を持ちません。併せて、この支援金は市や財団、給付対象者を除く第三者に対して採択団体や個人の活動の信用を保証するものではありません。よって、**第三者に対して市の名称等を利用した広報、商業利用等はお控えください**。なお、チラシ・パンフレット等への当プログラム名の表記は不要です。

## 8. 活動内容一覧の公表

報告が終了した活動内容の一覧をホームページ等で公表する場合があります。報告書に情報掲

載の承諾や範囲等の確認がありますので、必ず記入してください。

## 9. アンケートへのご協力

今後の文化芸術施策の参考としますので、報告書提出の際にアンケートへのご協力をお願いします。ウェブサイト上からの回答、またはアンケート様式の郵送でのご回答をお願いします。